

小倉リハビリテーション学院同窓会 規約
(平成 30 年施行)

事務局

〒800-0206

福岡県北九州市小倉南区葛原東 2 丁目 2 番 10 号
小倉リハビリテーション学院内

TEL 093-473-8005 (代表)

FAX 093-473-8159

第1章 総則

(名称)

第 1 条 本会は小倉リハビリテーション学院同窓会と称する。

(事務局、所在地)

第 2 条 本会の事務局所在地を福岡県北九州市小倉南区葛原東 2 丁目 2 番 10 号小倉リハビリテーション学院内に設置する。

(目的)

第 3 条 本会は小倉リハビリテーション学院卒業生としての人格的、倫理的並びに学術的技術の向上をお互いにはかると同時に、会を通じて会員相互の親睦をはかり、また母校の発展栄誉のため後輩の力となるように貢献、寄与することを目的とする。

(事業)

第 4 条 本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

1. リハビリテーション分野における学術技能の向上に関する事項 (卒後研修)
2. 学校の近況及び卒業者の消息の連絡及び連絡のための刊行物の発行ならびに調査などの関する事項
3. その他、本会の目的を達成するために必要な事項

(設立年月日)

第 5 条 本会の設立年月日は平成 30 年 4 月 1 日とする。

第2章 会員

(種別)

第 6 条 本会に正会員を置く。

(資格)

第 7 条 本会の正会員とは小倉リハビリテーション学院卒業生であり、会費を納入した者とする。

(入会と退会)

第 8 条

1. 本会には小倉リハビリテーション学院卒業と同時に入会するものとする。
2. 本会の会員が死亡したときは退会したものとみなす。

第 9 条 会員にして本会の名誉を毀損し、またはこの規約に反するような行為のあった場合は総会の決議により除名することができる。

(会費)

第 10 条

1. 本会の正会員は入会時に会費を納入しなければならない。
2. 既納の会費は理由の如何を問わず返還されない。

第3章 役員

(種別)

第 11 条 本会に次の役員を置く

1. 会 長 : 1 名
2. 副会長 : 1 名
3. 理 事 : 5 名
4. 事務長 : 1 名
5. 監 事 : 1 名

(選出)

第 12 条 役員を選出は次の通りとする。

1. 会長は会員の中から総会において選出する。
2. 他の役員は会長が推薦し、総会の承認を得る。

(職務)

第 13 条

1. 会長は本会を代表し会務を統括する。

2. 副会長は会長を補佐し、不在時はその職務を代行する。
3. 役員は会務を遂行する。

(任期)

第 14 条 役員任期は次の通りとする。

1. 役員任期は 2 年とする。但し、再任は妨げない。
2. 代行においても任期は前任者の残任期間とする。

(その他の機関)

第 15 条 本会に相談役をおくことができる。

第4章 会議

(種別)

第 16 条 会議は総会及び理事会とし、総会を定期及び臨時総会に分ける。

(権能)

第 17 条 総会はこの規約に規定するもののほか、次の事項を議決する。

1. 事業計画の決定と事業報告の承認
2. 予算及び決算の承認
3. その他、本会の運営に関する重要事項

第 18 条 理事会はこの規約に規定するもののほか、次の事項を議決する。

1. 総会に議決した事項の執行に関すること
2. 総会に付議すべき事項
3. その他、総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(招集)

第 19 条

1. 会議は会長が招集する
2. 会議を招集するには、その会議の構成員に対し会議の目的たる事項及びその内容、日時、場所を示して、総会は 15 日、理事会は 1 週間前までに通知しなければならない

(開催)

第 20 条

1. 定期総会は 2 年に 1 回会長が招集する。

2. 臨時総会は理事会が必要と認めたとき、または会員の 3 分の 1 以上の要求があったとき会長が招集する。

(議長)

第 21 条 総会の議長は出席会員の中から選出する。

(議決)

第 22 条 会議の議事は出席構成員の過半数の同意をもって決し、賛否同数のときは議長が決する。

(書面表決)

第 23 条 やむを得ない理由のため会議に出席できない会員は予め通知された事項について書面をもって評決を委任できる。この場合、前 2 条の規定の通用については出席したものととする。

第5章 会計及び資産

(資産の構成)

第 24 条 本会の資産は次の各号をもって構成する。

1. 会費
2. 寄付金品
3. 資産から生ずる収入
4. その他の収入

(資産の管理)

第 25 条 本会の資産は会長がこれを管理し、この方法は総会の決議による。

(会計年度)

第 26 条 本会の会計年度は毎年 4 月 1 日に始まり、翌年、3 月 31 日に終わる。また、収支報告は年一回、会員へ送付する。

第6章 規約の変更

(規約の変更)

第 27 条 この規約は総会において出席会員の 3 分の 2 以上の同意を得て変更できる。

第7章 雑則

(細則の規定)

第 28 条 会長はこの規約に基づいて細則を定めることができる。

附則

この規約は平成 30 年 9 月 29 日より施行する。